

認知症対応型共同生活介護事業所（地域密着型サービス）  
グループホーム いくくしみの郷 運営規程

（目的）

第1条 医療法人社団 明徳会が開設する（介護予防）認知症対応型共同生活介護グループホーム「いくくしみの郷」（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要介護状態にある高齢者に対して適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施にあつたては、要介護高齢者であつて認知症の状態にあるもの（当該認知症に伴つて著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴つて著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ）について、共同生活住居（介護保険法第七条第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ）において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努める。また、当施設では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- （1）名称 グループホーム いくくしみの郷
- （2）所在地 浜松市浜名区平口 2406-1
- （3）電話番号 053-585-1507
- （4）指定 地域密着型認知症対応型共同生活介護 2278300311

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤兼務）

管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該市町村及び各居宅介護支援事業者との連携や苦情処理などの業務にあたる。

- （2）計画作成担当者 3名以上（常勤）

計画作成担当者は、自らも介護従事者として勤務するとともに、認知症対応型

共同生活介護計画を作成する。

(3) 介護職員 13名以上（常勤）

介護職員は、入居者に必要な介護を行う。

(4) 事務員 1名（常勤兼務）

事務員は、事業所に必要な事務を行う。

（利用定員）

第5条 利用定員は27名とする。

（介護の内容）

第6条 介護の内容（種類）は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 機能訓練
- (4) 相談、援助

（利用料）【詳細は別紙にて】

第7条 事業所が提供する事業の利用料は、法定代理受領サービスに該当する認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を排除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、当該代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- ① 食材料費
- ② 理美容代 実費
- ③ おむつ代 実費
- ④ 家賃
- ⑤ 水道光熱費

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及びその家族に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、その同意を得なければならない。

(入退居に当たっての留意事項)

- 第8条 事業所は、要支援2及び要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。
- 2 事業所は入居申し込み者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態であることの確認をしなければならない。
  - 3 事業所は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずる。
  - 4 事業所は入居申し込み者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
  - 5 事業所は利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行わなければならない。
  - 6 事業所は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録)

- 第9条 事業所は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

(非常災害対策)

- 第10条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。(年2回)  
対策は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)同法人併設事業所から任命する事も可能とする。ただし、隣接地である介護老人保健施設エーデルワイスの防火管理者に限る。
  - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - 1 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難).....年 2 回以上
  - 2 利用者を含めた総合避難訓練.....年 1 回以上
  - 3 非常災害用設備の使用方法的の徹底.....随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、総合避難訓練に規定する訓練の実施に当たって、地域住民と合同に行えるように連携に努める。

#### (業務継続計画の策定等について) BCP について

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
- 4 業務継続計画は、法人内事業所等と連携を図るように策定する。

#### (設備に関する基準)

第 1 1 条 一の居室の定員は、一人とする。

#### (認知症対応型共同生活介護の取り扱い方針)

##### 第 1 2 条

- 1 事業は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行わなければならない。
- 2 事業は、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならない。
- 3 事業は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

- 4 共同生活住居における介護従事者は、事業の提供に当っては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業所は、事業の提供に当っては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 6 事業所は、自らその提供する認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 7 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- 第13条 共同生活住居の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。
- 2 認知症対応型共同生活介護計画それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。
  - 3 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当っては、その他の多様な活動の確保に努めなければならない。
  - 4 共同生活住居の管理者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、介護従事者、利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービスを行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。
  - 5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(介護等)

- 第14条 介護サービスの提供にあたっては、認知症の状態にある利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにすることを念頭に、利用者の精神的な安定、行動障害の減少及び認知症の進行緩和が図られるように介護サービスを提供し又は必要な支援を行うものとする。その際、利用者の人格に十分に配慮する。

- 2 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護技術をもって行わなければならない。
- 3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者における介護を受けさせてはならない。
- 4 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第15条 事業所が画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を行うことができるよう必要な支援を行うことにより、利用者が充実した日常生活を送り、利用者の精神的な安定、行動障害の減少及び認知症の症状の進行を緩和するよう努めることとする。
- 2 事業所は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行することとする。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。
  - 3 事業所は、利用者の家族に対し、当該共同生活住居の会報の送付、事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととする。また、利用者と家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便を図るものとする。

(勤務体制の確保等)

- 第16条 共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、宿直勤務担当者、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にする。
- 2 利用者の精神の安定を図る観点から、担当の介護従業者を固定する等の継続性を重視したサービス提供に配慮することとする。
  - 3 夜間及び深夜の時間帯を定めるに当たっては、それぞれの共同生活住居ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、設定するものとし、これに対応して、宿直勤務又は、夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な介護従事者を確保するとともに、夜間及び深夜の時間帯以外の認知症対応型共同生活介護の提供に必要な介護従事者を確保する。なお、常時介護従事者を一人以上確保する。
  - 4 事業所の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保する。当該介護従業者は要介護者であって認知症の状態にあるものの介護を専ら担当す

ることにかんがみ、特に認知症介護に関する知識及び技術の習得を主たる目的とする研修を受講する機会を確保するよう努める。

(協力医療機関等)

#### 第17条

1 利用者の病状の急変及びサービスの提供体制の確保、利用者の入院や休日夜間における緊急時の対応等のため、協力医療機関を以下に定める。

一 協力病院 十全記念病院

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

#### 第18条

1 居宅介護支援事業者による、共同生活住居の紹介が公正中立に行われるよう、事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住宅を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 共同生活住居の退居後において利用者による居宅介護支援事業者の選択が公正中立に行われるよう、事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住宅からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の収益を収受してはならない。

3

(身体の拘束等)

#### 第19条

1 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

第 20 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 21 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

第 22 条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。
- (4) 業務上必要かつ相当な範囲で行われる適切な指示及び指導を心がけ、パワーハラスメント、メクシユアルハラスメントなどの防止に努めること。
- (5) 常に社会一般的な視点を持ち、法令を順守徹底すること。



(職員の質の確保)

第 23 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第 24 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(5) 感染症に対する業務継続計画を定期的に見直し、研修及び訓練を定期的に行う。

3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 25 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 26 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団明徳会の役員会（理事会等）において定めるものとする。
- 6 運営に係る一部事項において（BCP等）、医療法人社団明徳会（十全記念病院・介護老人保健施設エーデルワイスを中心に）、学校法人十全青翔学園、社会福祉法人十全朋友会と協力し、一体的に行うこととする。

#### 附則

この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規定は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 5 年 12 月 6 日より施行する。